

箱根町議会の運営について

(一般選挙後初議会の運営)

箱 根 町 議 会
(令和3年3月)

1 議会の種類

◎ 定例会・・・年4回（毎年3月・6月・9月・12月）招集される。

◎ 臨時会・・・必要に応じて臨時に招集される。

2 議会の招集

(1) 招集の意義

議会が活動を開始するためには、議員を一定の期日に一定の場所へ集めなければなりません。これを議会の招集といいます。

議会の招集は議会が有効に議会活動を行うための絶対の要件です。

(2) 招集権者（地方自治法第101条第1項）

議会を招集することができるのは、長（町長）だけです。

ただし、議長は議会運営委員会の議決を経て、または議員定数の4分の1以上の議員から議会に付すべき事件を示して、臨時会の招集の請求をすることができます。この請求から20日以内に長（町長）が臨時会を招集しないとき、議長は臨時会を招集することができます。

※ 議員が臨時会の招集請求ができる3つの条件

- ① 議員の発案権があること
- ② 法令に根拠があること
- ③ 具体的な事件であること

(3) 招集の手続き（地方自治法第101条第2項）

議会の招集は、町長が議会の開会の日前3日までに、これを告示

しなければならないことと規定されています。

「告示」は、招集のため必要欠くことのできない法律要件で、議員及び一般の住民に公式に知らせるものです。

議会招集の告示は、定例会の場合、招集する期日及び場所を、臨時会の場合は招集する期日及び場所並びに付議すべき事件を示します。

しかし、この招集告示のみでは議員に議会が招集されたことが徹底しないことから、議員に招集を通知しています。

この通知を「告知」といいます。

3 議員の出席通知

招集の通知を受けた議員は、招集当日、開議の定刻前に議事堂に参集して議長に応招の通告をするように会議規則で定められています。

当町の場合は、議会事務局にある出席表示灯を点灯することにより行っています。

また、議員が事故のため出席できないときは、開議時刻までにその理由をつけて、議長に届出をする必要があります。

4 仮議席とその決め方

初議会における仮議席は、招集当日に参集順にくじ抽選により決めます。

議場では、この席に着いていただき、開会后臨時議長がその席を仮議席として、指定します。

5 初議会で付すべき事項

初議会では、議会がいつでも開けるような体制を整えることが必要です。

そこで初議会では、通常、次のことを行います。

- ① 議長の選挙
- ② 議席の指定
- ③ 会議録署名議員の指定
- ④ 会期の決定
- ⑤ 副議長の選挙
- ⑥ 常任委員会委員の選任
- ⑦ 議会運営委員会委員の選任
- ⑧ 監査委員の選任の同意

6 臨時議長

臨時議長の役割は、議長選挙を終了するまでの間、臨時に議長の職務を行うものです。

臨時議長は、当日議場に出席している議員のうち、年長議員がその職務を行うことになっています。

年長議員は、臨時議長の職務を拒むことはできません。

7 開会と閉会

(1) 開 会

町長の招集によって、議会は活動能力を持ちますが、具体的な活動に入るためには、議会が開会されなければなりません。

議会の開会は、議会の権限であり、議長が開会を宣言します。

議会を有効に開会できる要件としては、招集の日に招集に応じた議員が、議員定数の半数以上に達することが必要です。

開会とは、定例会・臨時会の開会を意味し、会期中に1回あるだけです。

(2) 閉 会

開会によって、議会が活動能力を有するのと同様に、閉会によって活動能力が終了します。

8 会議時間

会議時間は、午前9時から午後5時までと会議規則で定められています。

9 議事日程

議事日程は、議会のその日その日の会議において処理することになっている案件を、順番に記載した予定表です。

議事日程のないところには会議はない、といわれています。会議を計画的・能率的に進めるために不可欠のものとなっています。

議事日程は、会議の当日、議席に配付します。

10 開議と閉議

(1) 開 議

開議は、その日の会議を開くことをいいます。

開議は、議長が宣告します。

(2) 閉 議

閉議は、議長が宣告します。

その日の議事日程に記載された案件が全て終了した場合は、閉議となりますが、この場合は「散会」といいます。（会期が1日の場合は、「閉会」）

また、会議の都合により議事日程を残したまま会議に諮って閉議することを「延会」といいます。

11 初議会で付すべき事件の取扱方法

(1) 正副議長の任期

正副議長の任期は、地方自治法第103条第2項の規定により、議員の任期となっていますが、当町の場合は、これまで申し合わせにより2年となっています。

(2) 議長の選挙

議長の選挙の方法は、指名推選と投票による方法があります。

ア 指名推選による方法（地方自治法第118条第2項）

指名推選による方法は、投票の煩いを省くために行うもので、投票を行ったのと全く同じ結果が得られる場合に限り認める便法で、議員中に1人でもこの方法に異議あれば指名推選によることはできません。

指名推選は、指名推選の方法によること、指名の方法、指名者何某を当選人とすることのいずれかにも異議がなかった場合にのみ、当選が決定します。

イ 投票による方法

地方自治法第118条の規定により、議会において行う選挙については、公職選挙法第46条第1項及び第3項、第48条、第68条第1項並びに第95条の規定を準用することになっています。

- ① 選挙を行う宣言の際、議場にいない議員は選挙に加わることはできません。
- ② 投票は、議席番号順に点呼（事務局職員）しますので、順次投票することになります。
- ③ 最高得票者で、有効得票数の4分の1以上であるときは、当選が決定します。
- ④ 当選人は、その場で承諾・不承諾の意志表示をしなければなりません。意志表示は、就任のあいさつをもって表明されます。

また、選挙の前に暫時休憩し、休憩中に開催される所信表明会において候補者は所信を表明します。（執行部は退席します。ただし希望があれば傍聴は可能です。）

(3) 議席の指定

議員の議席は、一般選挙後最初の会議において議長が定める（会議規則）こととなっています。（4年間）

当町では、会派等ごとに、議長が指定しています。なお、議長は末尾の議席となっています。

(4) 会議録署名議員の指名

会議録署名議員は、会議規則によって2人とし、議長が指名することになっています。

指名の方法は、議席番号順となっています。

(5) 会期の決定

議会が活動できる期間を会期といいます。

議会は、常に関会されているわけではなく、一定の期間に限って開会されます。

議会は、長（町長）の招集によって活動能力を得て、開会によって活動できる状態となり、会期の終了によって活動能力がなくなります。

会期の決定は、議会の権限です。会期は、付議事件の多少、内容の難易等を考慮して会議の所要日数を判断して、妥当な会期を定めます。

(6) 副議長の選挙

※ 議長と同じ方法につき省略

(7) 常任委員会委員の選任

常任委員会は、その部門に属する町の事務に関する調査を行い、議案・陳情等を審査する権限を有します。

常任委員会の設置は、条例により2常任委員会となっており、次のとおりです。

名 称	委員定数	所 管 事 項
総務企画観光常任委員会	7 人	企画観光部の所管に関する事項 総務部の所管に関する事項 会計課の所管に関する事項 消防本部の所管に関する事項 選挙管理委員会・監査委員の所管に関する事項及び他の常任委員会に属しない事項
教育福祉環境常任委員会	7 人	福祉部の所管に関する事項 環境整備部の所管に関する事項 教育委員会の所管に関する事項

また、地方自治法によって、議員は少なくとも1の常任委員となるものとされておりますが、申し合わせにより、それぞれ1箇の常任委員となるものとし、常任委員会委員の任期は、条例によって2年となっています。

当町の常任委員の選任方法は、各議員が、希望する常任委員会名を志望調書に記入して議長に提出し、正副議長が調整し、会議に諮って指名しています。

なお、正副議長による調整がつかない場合は、クジにより決定しています。

(8) 議会運営委員会委員の選任

議会運営委員会は、議会の運営に関する事項、議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項の調査を行い、議案・陳情等を審査します。

議会運営委員会の設置は、平成3年4月に地方自治法が改正され、第109条の2に「議会は、条例で議会運営委員会を置くことができる」と規定されたことに伴い、条例化され、当町では、各常任委員会から3人ずつの選出で、委員定数は6人となっています。

この会議には、議長・副議長が出席します。

議会運営委員会委員の任期は、常任委員会の規定を準用しています。

(9) 広報広聴委員会委員の選任

地方自治法第100条第12項の規定による「協議等の場」として、平成27年1月6日に広報広聴委員会を設置しました。当初、箱根町議会会議規則第126条に規定していましたが、削除し、現在は議会

基本条例第16条に規定されています。【H29.09】

議会広報の編集・発行の他、議会ホームページや意見交換会、議会報告会に関すること等を主な事務としています。

委員会は、委員6名以内で組織され、任期は2年となっています。

現在の委員は、総務企画観光常任委員会委員3名、教育福祉環境常任委員会委員3名の6名で構成されています。

(10) 監査委員選任の同意

監査委員の任命方法は、町長が議会の同意を得て任命することになっています。

当町の監査委員の定数は2名で、1名は知識経験者のうちから選任し、他の1名は議員から選任することになっています。

監査委員の任期は、議員から選任された監査委員は議会の申し合わせにより2年とし、知識経験者から選任された場合は4年となっています。

(11) 各種行政委員等

町は、町政執行上、条例等によって各種の審議会等を設置し、その委員として議員が構成員として参画しています。

選出方法は、役職（正副議長・各委員長）または常任委員会から選出されます。

議員が参画している審議会等の委員及びその選出基準は、次のとおりです。

① 箱根町都市計画審議会の委員

地域性を考慮して3名を選出

- ② 箱根町青少年問題協議会の委員
教育福祉環境常任委員会から 1 名
- ③ 民生委員推薦会の委員
教育福祉環境常任委員会正副委員長
- ④ 箱根町観光美化推進会議の構成員
正副議長、各常任委員長
- ⑤ 箱根町交通安全都市推進協議会の副会長・監事及び常任委員
正副議長、各常任委員長
- ⑥ 箱根町観光協会の評議員
総務企画観光常任委員会委員長
- ⑦ 箱根新道接続道路建設促進協議会の理事及び委員
正副議長、各常任委員長
- ⑧ 箱根町国際交流協会の理事
議長
- ⑨ 箱根町町営住宅入居者選考委員会の選考委員
教育福祉環境常任委員会委員長

12 特別委員会

特別委員会の設置については、箱根町議会委員会条例第 5 条により必要がある場合に議会の議決をもって置くこととされています。決算特別委員会、行財政改革調査特別委員会、議会改革等推進特別委員会、広域行政調査特別委員会などが置かれることがあります。

13 全員協議会

全員協議会は、議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場として、法律上明確に位置付けられ、町では会議規則第126条に定めるところにより設置しています。

14 法令に基づかない会議等

議会には、法令に基づかない任意的な会等が次のとおり設置されています。

- ① 箱根町議会正副議長委員長会議
- ② 箱根町議会正副議長各会派等代表者会議

15 報酬・期末手当・費用弁償・その他

(1) 報酬〔平成3年12月1日〕

議 長 408,000円

副議長 328,000円

議 員 306,000円

(2) 期末手当〔令和2年12月1日〕

基礎額 報酬月額＋（報酬月額×20％以内）

支給率 445／100

※ （内訳） 6月期：225／100

12月期：220／100

期末手当＝基礎額×支給率

※ 平成29年度～令和元年度は、6月期及び12月期の額から100分の10に相当する額を減じた額としました。

※ 令和2年度は、6月期100分の50に相当する額を、12月期

議長100分の30、副議長及び議員100分の20に相当する額を減じた額としました。

(3) 費用弁償

(単位：円)

区 分		鉄道賃	船 賃	航空賃	車賃	日 当	宿泊料
国 内		特急指定料金	上級実費	実費	実費	—	16,000
国 外	甲地	〃	〃	〃	〃	6,300	19,400
	乙地	〃	〃	〃	〃	5,700	17,400

(4) 控除する額

◎ 所得税（報酬306,000円の場合） 54,200円

◎ 会派等の会費（会派会費、委員会積立など）

(5) 報酬等の支払方法

昭和63年4月から口座振替を基本としています。

支給日（振込日）は毎月20日となっていますが、20日が土曜日・日祭日の場合は、その前日になります。

なお、税金については特別徴収をお願いしており、個人番号（マイナンバー）の提出が必要になります。

(6) その他

◎ 政務活動費の支給

@10,000円×12月＝120,000円（年額）

会派ごとに支給しています。